

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 3 月 17 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 8 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 6 番 今原ゆかり、
9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、 12 番 柴口 征寛、
14 番 黒川 美克

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、市民部長、税務 G L、
都市政策部長、土木 G L、防災防犯 G L、上下水道 G L、上下水道 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第4号 高浜市税条例の一部改正について
- (3) 議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (5) 議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
- (7) 議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
- (8) 議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月5日の本会議におきまして当委員会に付託となりました案件は、既に配付しております議案付託表のとおり議案8件でございます。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

- （１）議案第３号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

- （２）議案第４号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（１２） 引用する法律の条項のずれを修正するものということなのですが、この法律の一部改正の内容について詳しくお願いします。

答（税務） この引用の元の法律なんですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におきまして、個人番号カードを代替する仕組みを規定するために、新たにカードを代替電磁的記録という定義につきまして第２条第８項として追加されたことによりまして条項ずれが生じまして、それに対応するために市税条例を合わせて改正するものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(3) 議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(4) 議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(5) 議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業
の設置等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(6) 議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(7) 議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(8) 議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第 3 号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第 4 号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第 5 号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第 6 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第 7 号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時 8 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長